

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11708
実施事案名	松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	指定居宅サービス等の基準については、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省にて当該省令の改正について議論されており、その一部改正が平成30年4月1日に施行される予定ですが、それに合わせて市の条例も平成30年4月1日に一部改正を施行する必要があります。
策定根拠となる法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項、第70条第2項並びに第74条第1項及び第2項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号） による改正後の介護保険法第72条の2第1項
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11709
実施事案名	松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	指定介護予防サービス等の基準については、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省にて当該省令の改正について議論されており、その一部改正が平成30年4月1日に施行される予定ですが、それに合わせて市の条例も平成30年4月1日に一部改正を施行する必要があります。
策定根拠となる法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第54条第1項、第115条の2第2項並びに第115条の4第1項及び第2項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号） 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の介護保険法第115条の2の2第1項
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11710
実施事案名	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	指定地域密着型サービスの基準については、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省にて当該省令の改正について議論されており、その一部改正が平成30年4月1日に施行される予定ですが、それに合わせて市の条例も平成30年4月1日に一部改正を施行する必要があります。
策定根拠となる法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第4項並びに第78条の4第1項及び第2項 指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号） 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号） による改正後の介護保険法第78条の2の2第1項
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11711
実施事案名	松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	指定地域密着型介護予防サービスの基準については、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省にて当該省令の改正について議論されており、その一部改正が平成30年4月1日に施行される予定ですが、それに合わせて市の条例も平成30年4月1日に一部改正を施行する必要があります。
策定根拠となる法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第2項並びに第115条の14第1項及び第2項 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号） 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後の介護保険法第115条の12の2第1項
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

## ★意見提出期間が30日未満となった理由

--

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11712
実施事案名	松山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	指定介護老人福祉施設の基準については、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省にて当該省令の改正について議論されており、その一部改正が平成30年4月1日に施行される予定ですが、それに合わせて市の条例も平成30年4月1日に一部改正を施行する必要があります。
策定根拠となる法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項 指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

★意見提出期間が30日未満となった理由

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11713
実施事案名	松山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	介護老人保健施設の基準については、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省にて当該省令の改正について議論されており、その一部改正が平成30年4月1日に施行される予定ですが、それに合わせて市の条例も平成30年4月1日に一部改正を施行する必要があります。
策定根拠となる法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第97条第1項から第3項まで 介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

★意見提出期間が30日未満となった理由

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11714
実施事案名	松山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	指定介護療養型医療施設の基準については、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省にて当該省令の改正について議論されており、その一部改正が平成30年4月1日に施行される予定ですが、それに合わせて市の条例も平成30年4月1日に一部改正を施行する必要があります。
策定根拠となる法令等	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第1項及び第2項 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第41号）
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

★意見提出期間が30日未満となった理由

## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11715
実施事案名	松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	指定居宅介護支援等の基準については、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省にて当該省令の改正について議論されており、その一部改正が平成30年4月1日に施行される予定ですが、それに合わせて市の条例も平成30年4月1日に一部改正を施行する必要があります。
策定根拠となる法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第47条第1項、第79条第2項並びに第81条第1項及び第2項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

## ★意見提出期間が30日未満となった理由

--



## 市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11716
実施事案名	松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	指定介護予防支援等の基準については、地方分権一括法等により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省にて当該省令の改正について議論されており、その一部改正が平成30年4月1日に施行される予定ですが、それに合わせて市の条例も平成30年4月1日に一部改正を施行する必要があります。
策定根拠となる法令等	介護保険法（平成9年法律第123号）第59条第1項、第115条の22第2項並びに第115条の24第1項及び第2項 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

★意見提出期間が30日未満となった理由

--